

## 災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と学校法人青淵学園 東都大学（以下「乙」という。）は、千葉市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の所有する施設（第2条で定める）の提供及び運営に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次の各号による。

- （1）乙の所有する施設 千葉市美浜区ひび野1丁目1に所在する東都大学の施設内の以下に掲げる区画
  - ・東館1階 ラウンジ・エントランスホールの一部
  - ・体育館
- （2）帰宅困難者 災害時等において、交通の途絶のため、容易に帰宅することが出来ない者
- （3）防災関係機関の職員 災害時等において、対応にあたる甲の職員や国・県等からの応援職員

### （協力の範囲）

第3条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、乙の所有する施設の提供及び帰宅困難者への支援
- （2）防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

### （被害情報の収集・伝達）

第4条 甲及び乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時等に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

### （一時滞在施設としての乙の所有する施設の提供）

第5条 乙は、甲の要請にもとづき、帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設として、乙において利用可能かつ安全を確認した乙の所有する施設の一部（以下「一時滞在施設」という。）を提供するものとする。

2 乙は、前項にもとづき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、利用可能な範囲で行うものとする。

- （1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ
- （2）トイレ、水道水及び冷暖房の提供
- （3）飲料水、食料、アルミ毛布、簡易トイレ等の支援物資の提供
- （4）トイレ及びごみの処理等の衛生管理
- （5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供

3 一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から3日間とする。

(防災関係機関の職員向け休憩場所としての乙の所有する施設の提供)

第6条 乙は、甲の要請にもとづき、防災関係機関の職員の休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した乙の所有する施設の一部（以下「防災関係機関職員休憩場所」という。）を提供するものとする。

2 前項の提供期限は、防災関係機関の職員の対応状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害時等において、乙に対して第5条及び第6条に掲げる協力を要請する必要があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

(協力の実施)

第8条 乙は、甲から前条にもとづく要請を受けた場合、乙における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙が第5条及び第6条にもとづき提供する一時滞在施設及び防災関係機関職員休憩場所（以下「提供施設」という。）は、乙があらかじめ指定した区画とし、収納可能人数は甲及び乙の協議により定める。

(受入解除)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、帰宅困難者及び防災関係機関職員の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が、非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
- (3) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

(損害)

第10条 提供施設において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、帰宅困難者の受入に必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入のための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法及び関係法令の適用を受ける費用
- (2) その他、甲及び乙の協議により甲が負担することとした費用

(訓練等)

第12条 乙は、災害時等において、第4条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び疑義については、別途協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第 14 条 本協定は、令和 2 年 3 月 6 日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。有効期限満了日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 6 日